

災害時における避難所へのスタッフ派遣及び物資の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と公益財団法人中国労働衛生協会（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活者の健康を確保するため、避難所へのスタッフ派遣及び物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が甲に対して行うスタッフ派遣及び物資の提供に関する必要な事項を定め、適宜・適切にこれを行うことにより災害時における避難生活者の健康を確保することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 市内に災害が発生し、多数の者が、市が指定する場所で避難生活を余儀なくされた場合で、甲のみでは避難所生活者の健康確保に関する対応ができなくなったとき又は対応できなくなることが予想されるときは、甲は乙に対し、避難所へのスタッフ派遣及び物資の提供（以下「派遣等」という。）を要請することができるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙が甲に派遣するスタッフの職種は、次に掲げるものとする。

- (1) 保健師
- (2) 看護師
- (3) 臨床検査技師

2 派遣されたスタッフは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 避難者の健康に関する相談
- (2) 自覚症状の確認
- (3) 血圧及び脈拍の測定

（物資の提供）

第4条 乙が甲に対し提供する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消毒用アルコール
- (2) マスク
- (3) その他、乙が提供可能なもの

（要請手続）

第5条 第2条第1項の規定による要請は、文書又は口頭により行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で応じるものとする。

（物資の搬送）

第6条 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、乙は甲が指定した避難所に物資を搬送するものとする。

2 甲は避難所に職員を派遣し、乙と物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲に対して行った派遣等に要する費用は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第9条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては公益財団法人中国労働衛生協会福山検診所とするものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2014年(平成26年)12月3日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市引野町5丁目14番2号
公益財団法人中国労働衛生協会
理事長 森政 征史